

平成 2 9 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成 29 年第 3 回 定例 教育委員会 日程

日 時 平成 29 年 3 月 28 日 (火) 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名

蒲田 知子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の  
制定について (総務課)

議案第 2 号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)

議案第 3 号 我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の  
制定について (総務課)

議案第 4 号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する  
規則の制定について (学校教育課)

議案第 5 号 我孫子市社会教育指導員の委嘱について  
(生涯学習課)

日程第 3 諸 報 告

日程第 4 議 案

議案第 6 号 我孫子市教育委員会人事異動について  
(総務課)

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定 について	・ ・ ・ ・ 25
議案第 4 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 30
議案第 5 号	我孫子市社会教育指導員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 32
議案第 6 号	我孫子市教育委員会人事異動について（別冊）	

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を以下のように制定する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

教育委員会の職制に新たに主任文化財主事を位置づけるため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、室長、課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、主査長、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、担当及び教育機関に、主査、主任、主任主事、主任技師、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、<b>主任文化財主事</b>、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 必要があるときは参与を、部に参事、部次長及び副参事を、課及び教育機関に、主幹、室長、課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、栄養士長、主査長、担当栄養士長、分館長及び担当業務長を、担当及び教育機関に、主査、主任、主任主事、主任技師、総括自動車運転手、主任自動車運転手、総括給食調理員、主任給食調理員、主任栄養士、主任福祉主事、主任歯科衛生士、総括用務員、主任用務員、主任司書及び主任学芸員を置くことができる。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正  
する規則を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は  
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴  
い、育児休業及び部分休業の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設そ  
の他所要の改正をするため提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）を除く。）の勤務時間、勤務時間の<u>割振り</u>、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会は、条例第3条第3項の規定により、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の<u>割振り</u>について別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日の週休日を設け、かつ、正規の勤務時間（条例第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊性又はその公署の必要により、週休日及び勤務時間の<u>割振り</u>を4週間ご</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）を除く。）の勤務時間、勤務時間の<u>割り振り</u>、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会は、条例第3条第3項の規定により、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の<u>割り振り</u>について別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日の週休日を設け、かつ、正規の勤務時間（条例第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊性又はその公署の必要により、週休日及び勤務時間の<u>割り振り</u>を4週間</p>

との期間について定めること又は週休日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の**割振り**について別に定めることができる。

(週休日の振替及び半日勤務時間の**割振り変更**)

第3条 条例第4条の規則で定める期間は、**同条**の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 条例第4条の規則で定める勤務時間は、3時間45分を下回らず4時間15分を超えない時間(以下「半日勤務時間」という。)とする。

3 略

4 教育委員会は、週休日の振替(条

ごとの期間について定めること又は週休日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の**割り振り**について別に定めることができる。

(週休日の振替及び半日勤務時間の**割り振り変更**)

第3条 条例第4条の規則で定める期間は、**同項**の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 条例第4条の規則で定める勤務時間は、**4時間(同条第1項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員にあつては、3時間45分)**を下回らず4時間15分を超えない時間。**以下**「半日勤務時間」という。)とする。

3 略

4 教育委員会は、週休日の振替(条

例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の**割振り変更**(同項の規定により半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の**割振り変更**を行つた後において、市長が別に定めるもののほか、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 教育委員会は、週休日の振替又は半日勤務時間の**割振り変更**を行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

**(育児を行う職員の早出遅出勤務)**

**第3条の2 条例第8条第1項の規**

**則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児**

例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の**割り振り変更**(同項の規定により半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の**割り振り変更**を行つた後において、市長が別に定めるもののほか、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 教育委員会は、週休日の振替又は半日勤務時間の**割り振り変更**を行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

**第3条の2 削除**

童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条の4 条例第8条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(3)まで 略

(4) 当該請求に係る条例第8条第1項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でない

第3条の4 条例第8条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(3)まで 略

## くなつた場合

2 略

3 **前2項**の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第3条の5 前2条（**前条第1項第3**

**号及び第4号**を除く。）の規定は、条例第17条第1項に規定する**要介護者**を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「**条例第17条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）**」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第3条の6 条例第9条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

2 略

3 **前各項**の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第3条の5 前2条（**前条第1項第3**

**号**を除く。）の規定は、条例第17条第1項に規定する**日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）**を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「**要介護者**」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第3条の6 条例第9条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 略
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。第6条を除き、以下同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 略

第3条の8 条例第9条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(4)まで 略

**(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合**

2 略

- (1) 略
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 略

第3条の8 条例第9条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(4)まで 略

2 略

3 **前2項**の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

（介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第3条の9 前2条（**前条第1項第3**

**号から第5号まで**を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、**第2条の8並びに前条第1項及び第2項中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第9条第4項において準用する同条第1項」と**、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第3条の11 略

2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、**同条第2項又は**

3 **前各項**の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

（介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第3条の9 前2条（**前条第1項第3**

**号及び第4号**を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第3条の11 略

2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、**これらの項**に規

**第3項**に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、**同条第2項又は第3項**に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 及び 5 略

第3条の12 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(3)まで 略

**(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の**

定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、**これらの項**に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 及び 5 略

第3条の12 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)から(3)まで 略

審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

(1)及び(2) 略

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(様式第2号)により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第3条の13 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第3条

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

(1)及び(2) 略

3 前各項の場合において、職員は遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(様式第2号)により、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第3条の13 前2条(前条第1項第3号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第3条の11第1項

の11第1項、第2項及び第5項並びに前条第1項及び第2項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、第3条の11第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第3項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第4項において準用する同条第3項」と、「同条第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第7条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて 職員が自ら介護に当たることがやむ

から第3項まで及び第5項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第4項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第4項」と、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これらの項」とあるのは「条例第9条第4項」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第7条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて 職員と同居しているものとする。

を得ないと認められるものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者(届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項並びに別表第3及び同表の附表1において同じ。)

(3)から(5)まで 略

(6) 略

2 条例第17条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 略

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第7条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19

- (1) 祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者

(3)から(5)まで 略

(6) 孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。)

(7) 略

2 略

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

**条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。**

(介護休暇**及び介護時間**の請求)

**第7条の3** 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

(介護休暇**及び介護時間**の承認)

**第7条の4** 任命権者は、前条の規定による請求について、条例第17条第1項**又は第18条第1項**に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

職員 の 区 分	右記以 外の職 員	公民 館に 勤務 する 職員	図書館 に 勤務 する 職員	鳥の 博物 館、 白樺 文学 館及 び杉 村楚 人冠	小学 校・ 中学 校に 勤務 する 職員
-------------------	-----------------	----------------------------	----------------------------	--	--

(介護休暇の請求)

**第7条の2** 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

(介護休暇の承認)

**第7条の3** 任命権者は、前条の規定による請求について、条例第17条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

職員 の 区 分	右記以 外の職 員	公民 館に 勤務 する 職員	図書館 に 勤務 する 職員	鳥の 博物 館、 白樺 文学 館及 び杉 村楚 人冠	小学 校・ 中学 校に 勤務 する 職員
-------------------	-----------------	----------------------------	----------------------------	--	--

				記念館に勤務する職員	
勤務時間の項	略	略	略	略	略
勤務時間の割振り	略	略	略	略	略
休憩時間の項及び週	略	略	略	略	略

				記念館に勤務する職員	
勤務時間の項	略	略	略	略	略
勤務時間の割振り	略	略	略	略	略
休憩時間の項及び週	略	略	略	略	略

休 日 の 項					
------------------	--	--	--	--	--

別表第3（第6条関係）

特別休暇の基準

原因	期間
1の項から8の項まで 略	略
9 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福

休 日 の 項					
------------------	--	--	--	--	--

別表第3（第6条関係）

特別休暇の基準

原因	期間
1の項から8の項まで 略	略
9 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から

社法第27条第1  
項第3号の規定  
により当該子を  
委託されている  
同法第6条の4  
第1号に規定す  
る養育里親（同  
法第27条第4項  
に規定する者の  
意に反するた  
め、同項の規定  
により、養子縁  
組によつて養親  
となることを希  
望している者と  
して委託するこ  
とができない者  
に限る。）若し  
くは同法第6条  
の4第2号に規  
定する養子縁組  
里親を含む。）  
が当該職員がこ  
の項の休暇を使  
用しようとする  
日におけるこの  
項の休暇（これ  
に相当する休暇  
を含む。）を承

当該承認又は請  
求に係る各回ご  
との期間を差し  
引いた期間を超  
えない期間)

	認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
10の項から19の項まで 略	略
20 次に掲げる者（第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営む	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

10の項から19の項まで 略	略
20 次に掲げる者（ <b>第2号及び</b> 第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

のに支障があるもの  
(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

生活を営むのに支障があるもの  
(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同

(2)及び(3) 略	<p style="text-align: center;"> <u>様の事情に</u>  <u>ある者を含</u>  <u>む。以下この</u>  <u>項において</u>  <u>同じ。)</u>、父  母、子及び配  偶者の父母  (2)及び(3) 略 </p>
------------	--

様式を次のように改める。

様式第1号（第3条の3、第3条の7、第3条の11関係）

<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務請求書 <input type="checkbox"/> 深夜勤務制限請求書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務制限請求書		所 属				
我孫子市教育委員会教育長 あて		請求年月日 年 月 日				
		所 属				
		職 名		氏 名 ㊟		
私は、次のとおり		<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため	<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 (条例第9条 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項)	を請求します。	
1 請求の期間	<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務制限		年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 時間外勤務制限		年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限る。)			
2 請求に係る子又は要介護者	氏 名		続柄等			
	生年月日		年 月 日 (□出産予定日)			
	養子縁組の効力が生じた日		年 月 日			
3 育児の場合、職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 1月に4日以上、深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前又は産後8週間以内である			<input type="checkbox"/> 無
4 要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業		【理由】			
		時 分 終業				
人事担当課処理欄						

※1の欄で、子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を終了日として請求すること。

※2の欄で、「続柄等」には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が第2条の5に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実）を記入すること。

※4の欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

様式第2号（第3条の4、第3条の8、第3条の12関係）

育児又は介護の状況変更届				所 属				
我孫子市教育委員会教育長 あて		届出年月日 年 月 日						
		所 属						
		職 名			氏 名			
次のとおり早出遅出勤務・深夜勤務の制限・時間外勤務の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。								
1 届出の事由								
(1) 養育状況の変更								
<input type="checkbox"/> 子が死亡した <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった（ <input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除） <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった <input type="checkbox"/> 子と同居しなくなった <input type="checkbox"/> 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった （理由：								
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した （消滅の理由：								
2 届出の事実が発生した日								
年 月 日								
人 事 担 当 課 処 理 欄								

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

介護休暇の対象者のうち、祖父母等に係る同居要件を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会嘱託職員規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第4（第9条関係）		別表第4（第9条関係）	
1 特別休暇（有給）		1 特別休暇（有給）	
原因	休暇日数	原因	休暇日数
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離の項から忌引きの項まで略	略	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離の項から忌引きの項まで略	略
6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）が当該職員の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交	略	6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）が当該職員の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交	略

<p>付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとして子に予防接種<b>若しくは</b>健康診断を受けさせることをいう。)のため</p>	
<p>夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>略</p>

<p>付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとして子に予防接種<b>又は</b>健康診断を受けさせることをいう。)のため</p>	
<p>夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>略</p>

<p>6 月以上の任用期間の職員（1 週間当たりの勤務日数が 3 日以上の方に限る。）で次に掲げる者（第 3 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) から (3) まで</p> <p>略</p>	<p>略</p>
---	----------

備考 略

2 特別休暇（無給）

<p>6 月以上の任用期間の職員（1 週間当たりの勤務日数が 3 日以上の方に限る。）で次に掲げる者（<b>第 2 号及び</b>第 3 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) から (3) まで</p> <p>略</p>	<p>略</p>
---	----------

備考 略

2 特別休暇（無給）

原因	期間
職員の 分べん の項及 び育児 休業の 項略	略
介護休 暇	配偶者（届出をしないが 事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。 以下同じ。）、父母、子、 配偶者の父母、 <b>祖父母</b> 、 兄弟姉妹及び孫で負傷、 疾病又は身体上若しく は精神上の障害により 2週間以上の期間にわ たり常時介護を必要と する状態にあるものの 介護をするために必要 な期間とし、一の継続す る状態ごとに、1年度に つき180日を超えない期 間

原因	期間
職員の 分べん の項及 び育児 休業の 項略	略
介護休 暇	配偶者（届出をしないが 事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。 以下同じ。）、父母、子、 配偶者の父母 <b>並びに職 員と同居し、かつ、扶養 している祖父母</b> 、兄弟姉 妹及び孫で負傷、疾病又 は身体上若しくは精神 上の障害により2週間 以上の期間にわたり常 時介護を必要とする状 態にあるものの介護を するために必要な期間 とし、一の継続する状態 ごとに、1年度につき 180日を超えない期間

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 4 号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市立学校の休業日について、現行の休業日に加えて教育委員会が必要と認める日を休業日とすることができるよう、提案するものです。

## 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（休業日）</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p><b><u>(7) その他教育委員会が必要と認める日</u></b></p>	<p>（休業日）</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p>

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市社会教育指導員の委嘱について

我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

提案理由

社会教育指導員の任期満了に伴い、我孫子市社会教育指導員設置に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

平成 29 年度我孫子市社会教育指導員候補者名簿

1 委嘱期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

2 委嘱年月日 平成 29 年 4 月 1 日

3 委嘱人数 9 人

	氏名	住所	備考	初年度
1	えだむらちよこ 枝村千代子	我孫子市若松	再任	平成 21 年
2	こいけせいこ 小池精子	我孫子市中里	再任	平成 25 年
3	おかだけいこ 岡田恵子	我孫子市湖北台 1 丁目	再任	平成 26 年
4	いでらちえ 井寺千恵	我孫子市中峠台	再任	平成 28 年
5	はやしひさえ 林久江	我孫子市白山 2 丁目	再任	平成 28 年
6	ふくだけんじ 福田健二	我孫子市我孫子	再任	平成 28 年
7	あおいしんご 青井真吾	印西市滝野 3 丁目	新任	平成 29 年
8	はしもとみつこ 橋本光子	我孫子市青山台 3 丁目	新任	平成 29 年
9	やまざきともか 山崎朋佳	我孫子市湖北台 3 丁目	新任	平成 29 年

議案第 6 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 29 年 3 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 4 条第 9 号の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです